

## 1 審査会の結論

市長直轄組織駅周辺にぎわい創生課が令和7年9月29日付けで行った、保有個人情報の不開示の決定は、妥当である。

## 2 審査請求人の主張の要旨

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和7年9月3日に個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき審査請求人が行った、自身が提出したアンケート用紙（令和6年1月21日及び令和6年11月24日に開催された複合文化施設（新市民ホール）シンポジウムにおいて記載）の開示請求に対し、市長直轄組織駅周辺にぎわい創生課（以下「処分庁」という。）が令和7年9月29日付けで行った保有個人情報不開示決定について、その取消しを求めるものである。

### (2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由はおおむね以下のとおりである。

ア 審査請求人が、令和7年3月17日付で行った、情報部分開示決定の取消を求める審査請求に対し、審査会が令和7年8月13日付で通知した決定通知書に付された答申書中に、アンケート用紙の非公開部分は石岡市情報公開条例第9条第1項の「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当し、部分公開対応が妥当であると判断するとの記載がある。

イ 法第2条に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他・・・により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定されている。

ウ アンケート用紙の全部を情報開示請求した際は、個人が特定されるため「部分開示」となり、アンケート用紙の一部である私の保有個人情報を開示請求した際は、個人が特定されないために「不開示」となり、論理的に矛盾する。また、その判断は、法・条例の目的を逸脱している。

- エ 法第1条には「この法律は、・・・国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、  
・・・豊かな国民生活の実現に資するものであることその他個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定されている。
- オ 個人情報を特定するため筆跡や意見要望等をも照合すべきと考える。シンポジウム当日、会場で記載した内容を思い出しながら手書きする。
- カ 石岡市協働のまちづくり条例第2条に「協働のまちづくり 市民、地域コミュニティ、・・・と市が対等な立場を認識し共通する課題の解決のために、それぞれの役割を認め合いながら、連携、協力して行う、より良い地域社会づくりをいう。」と規定している。石岡市民の一人一人が輝き、石岡に住んで良かったと実感できる歴史ある石岡であるために熟慮たる御審査をお願いしたい。

### 3 両者の主張

#### (1) 処分庁の説明の要旨

弁明書での処分庁の説明の要旨は、以下のとおりである。

- ア 審査会より令和7年7月11日付で石岡市長宛に通知された答申書において、審査請求人が指摘する記載がある事実は認める。
- イ 法第2条第1項において、審査請求人が指摘する条文があること及びその内容については認める。
- ウ アンケート用紙は不特定多数を対象に無記名方式で実施し作成されたものであり、審査請求人が作成したとされるアンケート用紙を確定することはできず、処分庁として特定の個人を識別することができない。よって、法第2条1項の個人情報には該当しない。審査請求人が主張する情報公開請求と保有個人情報開示請求との対応が矛盾しているとの点については、情報公開請求への対応においては、第三者が特定の個人を識別可能な情報及び特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報について不開示とし、第三者が特定の個人を識別ないし推知することができず、個人の権利利益を害するおそれがない情報を開示した。これに対し、保有個人情報開示請求への対応においては、処分庁として審査請求人本人の情報であると識別・特定できないため不開示とした。これらの決定に矛盾はない。審査請求人が主張するこれらの決定、判断が法・条例の目的を逸脱しているという点について、この指摘は、法・石岡市情報公

開条例（以下「条例」という。）へのものとして弁明する。法第1条において目的として規定される、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運用を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること、及び、条例第1条において目的として規定される、公正で民主的な市政の発展に寄与すること、について、処分庁としては、いずれの処分においても法、条例に即した決定と判断しており、その目的に逸脱しているとは認められない。

エ 法第1条において、審査請求人が指摘する条文があること及びその内容については認める。

オ 法は、個人情報開示請求の手続において、本人の同一性を識別・特定するために処分庁に筆跡鑑定を実施することまでを義務付けていない。また、筆跡鑑定は、鑑定人の経験、観察力、評価基準という主観的事情あるいは経験則に依存する手法であり、絶対的・確定的な科学手法ではないことから、筆跡鑑定を実施する必要性・相当性は存在しないと判断した。

カ この指摘については審査会による審査に対する審査請求人の意見にとどまると考えられるので、これに対する弁明は不要と判断する。

## (2) 審査請求人の主張

反論書での審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 弁明書において、審査請求人が指摘する記載がある事実は認めていただいた。ならば、「他の情報と照合すれば特定の個人を特定できるもの」とは何か。審査請求人のこれまでの言動内容等を照合すれば個人の特定は可能と確信する。

イ 弁明書において、審査請求人が指摘する条文及び内容について認めていただいた。条文では、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定されているので、情報開示に向けた業務推進をお願いする。

ウ 審査請求人が記載したアンケート用紙は、処分庁として特定の個人を識別できず、法第2条1項の個人情報には該当しないとあるが、そうすると上記ア及びイとの整合性がなくなる。保有個人情報開示請求において、処分庁として審査請求人の情報

であると識別・特定できないため不開示としたとしているが、処分庁の「不作為の行政行為」であると思うので、再度、弁明を求める。また弁明書において、法・条例に即した決定と判断しており、その目的を逸脱していると認められないとあるが、法・条例の目的を如何に解釈するかにより、判断基準が変遷する。各条文の目的は、いわば行政行為の適正化と個人の権利利益との比較衡量すべきものと反論する。

エ 個人情報保護に関する法律第1条の存在及び内容を認めて頂きお礼申し上げます。願わくば、目的の趣旨及び学説等について、更なる確認をお願いする。

オ 弁明書では、処分庁に筆跡鑑定は義務付けられず、また、絶対的・確定的な科学手法ではないから、筆跡鑑定を実施する必要性・相当性は存在しないとしているが、申請人が手書きした内容は、令和7年9月3日付けの保有個人情報開示請求書に添付した申請人記載のシンポジウムアンケート用紙（写し）の内容である。黒塗りされた不開示部分の内容であり、その内容を知り得る者は、審査請求人、にぎわい創生課関係職員、審査会各委員のみである。審査請求人が、特定の個人を識別する情報を提示しているわけだから、その情報を比較検討する義務が生じると考える。外部の鑑定人に鑑定を依頼する義務がないと弁明するが、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重していないことを具現していることになると思う。まさに、行政行為の不作為にほかならない。保有個人情報開示請求書の一部を手書き理由は、筆跡から個人を特定するためばかりでなく、当事者すなわち審査申請人のみが知り得る情報であり、特定の個人を識別する有力な情報である。再度、「R6. 1.21 複合文化施設に関するシンポジウム」のNo.78（交付された写しの表側右肩にメモされた番号）が審査申請人記載のアンケート用紙であることに間違いのないことを申し上げます。また交付された39枚の写しには、同一人が記載したと思われる39以上の自然数が用紙の右肩部分に記載されている。一方、「R6. 11.24 新市民ホールシンポジウム」の交付されたアンケート用紙34枚には右肩等に番号がない。番号は何を意味するのか弁明を求める。筆跡鑑定の不確実性は、処分庁の考えと同感である。よって、鑑定結果は、「可能性が高い」とか「可能性が低い」とか「鑑定不可能」等の結論になるのが通常である。筆跡鑑定は、個人を識別する一方法に過ぎないが、請求人が要望している個人を識別するには、必要不可欠の手段と考える。かつ、アンケート記載内容、審査請求人が提出した各種書類の記載状況を確認すれば個人識別の確実性はさらに高まるものと思う。弁明を求める。更に、筆跡鑑定が誤った結

論に至った場合は、被害回復が極めて困難であり、個人情報開示には安易に筆跡鑑定的手法を採用すべきでないとしているが、一般論としては、処分庁の考えに同感である。しかし、今回の筆跡鑑定は、申請人本人が自分のアンケート用紙を指定し、審査申請人が記載した旨審査請求しており、120%同一である。

カ 審査申請人は、石岡市協働のまちづくり条例が石岡市の行政行為全般の根本理念、基本基準である重要な条例と認識している。しかしながら、審査申請人が記載した「石岡市民の一人一人が輝き、石岡に住んで良かったと実感できる石岡であるために熟慮たる御審査をお願い申し上げます。」の「石岡市民の一人一人が輝き、石岡に住んで良かったと実感できる歴史ある石岡」は処分庁の文言であった。審査判断の根本基準でもあり、同条例をどのように考えているかお伺いしたい。

## 4 審査会の判断

### (1) 審議の経過

令和7年12月24日 審査請求人からの審査請求書の受付

令和8年1月20日 審査

令和8年2月20日 口頭意見陳述

令和8年3月5日 処分庁からの弁明書の受付

令和8年3月27日 審査請求人からの反論書の受付

令和8年4月7日 審査

令和8年5月26日 審査、決定

### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係るアンケート用紙、審査請求書、口頭意見陳述、処分庁の弁明書、審査請求人の反論書における主張を具体的に検討した結果、以下のとおり判断する。

ア 審査会は、令和7年3月17日付で請求のあった審査請求への決定書に付された答申書において、審査請求人が主張するとおり「「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当し、部分公開対応が妥当である。」との判断を行っている。これは、審査請求人が石岡市情報公開条例第5条の規定に基づき行った開

示請求に対し、当時の処分庁が行った部分開示決定の取消を求める審査請求において、石岡市情報公開条例第9条第1項の規定に基づき判断、答申した内容の一部である。

イ 個人情報の保護に関する法律第2条には、審査請求人が主張するとおり、個人情報の定義が規定されている。

ウ 審査請求人は、情報公開請求における「部分開示決定」と個人情報開示請求における「不開示決定」について論理的な矛盾を主張している。この件については、情報が不特定な場合において、情報公開請求の場合と個人情報開示請求の場合とは内容が異なる。石岡市情報公開条例に基づく情報公開請求の場合は、第三者から見て、特定の個人を識別可能か。複数の情報を組み合わせることにより特定の個人を識別し得るかどうかが問題となる。つまり、第三者から識別可能な情報は不開示、識別できない情報は開示となる。一方、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報開示請求の場合は、本人の情報が対象となり、市が請求者本人を識別できるかどうか問題となる。つまり、市として請求者本人の情報であると識別・特定できないものは不開示となる。したがって、処分庁が弁明書で主張するとおりその対応に矛盾はないと判断する。

エ 個人情報の保護に関する法律第1条には、審査請求人が主張するとおり、法の目的が規定されている。

オ 審査請求人はアンケート用紙と審査請求書中にある手書きの記載内容との筆跡照合について主張している。筆跡鑑定については、処分庁が弁明書で述べる内容に審査会も同意見である。筆跡鑑定は、絶対的・確定的な科学手法ではないことから、筆跡が、意図的に模倣されたものや類似するものについて誤った結論に至る可能性が考えられ、不当に第三者の情報が開示されることも考えられるからである。

また、審査請求人が反論書で主張している交付されたアンケート用紙の右上に記載された番号であるが、審査会が処分庁へ確認したところ、令和6年1月21日実施のアンケートは総数97枚あり、処分庁における集計等の作業において右上に通し番号を記したもののことであった。令和6年11月24日実施のアンケートは総数103枚であるが、こちらのアンケートには通し番号を振らなかったとのことである。

カ 石岡市協働のまちづくり条例に関する意見は、本件処分の取消しに係る審査請求の理由ではないと判断する。しかし、同条例の基本理念にあるように「相互に必要な

な情報を提供し、共有すること」を念頭に、引き続き、アンケートの集計結果等を広く公表する取組みも重要であるとする。

以上のことから、処分庁が本件対象文書を不開示とした決定は、妥当であると判断する。